

令和6年(2024年)2月16日

令和5年度 第2回多文化共生推進評議会 資料4

令和6年度(2024年度)外国人留学生支援制度改正について

留学生支援制度について、留学生がより地域と関わることに重点を置くことにしました。それに伴い、以下のとおり制度の見直しを実施します。

1 見直し内容

制度名	現行	改正後	見直し目的
住居賃貸代行保証料補助金	上限9,000円(外国人留学生が市内の賃貸住宅を借りる際の保証料の一部を補助)	上限7,000円(条件)助っ人留学生制度に登録した者	日本語能力試験と同じく地域活動に結び付けるため、助っ人留学生登録を必須とする。ただし、対象者は日本に来たばかりで日本語能力が高くない留学生が多いため、活動は必須としない。
日本語能力試験受験料補助金	日本語能力試験(N1)合格者に受験料相当額を補助(R5:7,500円)	N1合格者に5,500円を補助(条件)助っ人留学生制度に登録して、1回以上活動した者	令和4年度までは、コロナ禍で助っ人留學生生活動の数が少なかったこともあり、補助金支給者が地域と関わることに必ずしも結びついていなかったが、助っ人留學生生活動を必須にすることにより、地域活動に結び付けるものとする。減額分は助っ人活動謝金として補うものとする(活動が多くなるほど謝金が増える)。
助っ人留学生制度	登録謝礼 →図書カード1,000円分 活動謝金 →1回あたり2,000円程度	登録謝礼→廃止 活動謝金→継続	登録謝礼は制度開始当初に登録を促すためのものであり、一定程度達成しているため、廃止する。

2 見直し時期

令和6年(2024年)4月1日より実施する。

3 今後の展開

令和6~7年度を地域との交流という目的が達成できているか効果検証の期間とし、令和8年度に再度、制度全体の見直しを実施する。